

排出事業者のための有益情報満載ニュースレター

WASTE TODAY

10月号
2024

2024.10.31

発行者：株式会社リーテム



今月のテーマ

「再資源化事業等高度化法案を読み解く」

欧州で先行している、製品づくりに再生材の利用を求める動きを受けて、日本では2024年5月に、資源循環分野の新しい法律が公布されました。それは、再資源化事業等高度化法（正式名：資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律）です。国内の資源循環を質と量の両面において高度化させて、産業競争力のアップと、温室効果ガス排出量の削減などに繋げることを目的としたものです。この新法により、廃棄物処分業者には、廃棄物の再資源化事業の高度化に向けた取組みと、再資源化状況の開示が求められ、製造・販売事業者には自社製品への再生材の利用に向けた動静脈連携の取組みが期待されます。



資源循環に関する新法策定の背景

2023年7月に欧州委員会は、「新車の製造に使用されるプラスチックの25%にリサイクル材を使用すること、そのうち25%は、廃車部品からリサイクルしなければならないこと」等を定める規制案を発表しました。これは、自動車の車両設計から生産、廃車までのライフサイクルにおける資源循環を促進することが狙いです。日本政府は、自国の資源循環の促進が遅れれば国の経済成長の機会を逃す可能性が高いと考えています。

また日本では、2024年8月に第5次循環型社会形成推進基本計画の策定が発表されました。循環型社会形成推進基本計画とは、循環型社会の形成を総合的に進めるための国の計画のことで、概ね5年毎に見直しが行われます。この第5次循環型社会形成推進基本計画では「循環経済への移行」が、国家戦略として明確に位置付けられました。循環経済の推進によって、環境面のみならず、産業競争力の強化や経済安全保障、地方創生など、幅広い分野の解決に繋げよう、という視点が盛り込まれています。



新法における廃棄物処分事業者の責務

新法では、一般廃棄物、産業廃棄物の処分業の許可を持つすべての業者と、自ら処分を行う排出事業者は（※埋立処分業者、海洋投入業者を除く）、再資源化事業等の高度化への取組みと、再資源化の実施状況の開示が責務となります。また、廃棄物処分業者のうち、前年度の産業廃棄物の処分実施数量が10,000トン以上ある事業者、及び前年度の廃プラスチック類の処分実施数量が1,500トン以上ある事業者は、「特定産業廃棄物処分業者」に定義され、国への廃棄物処分実績値の年次報告が求められるという案も公表されました。

すべての廃棄物処分事業者の責務 <努力義務>

- ✓ 省令で定める「**判断基準**」に沿った、再資源化事業等の高度化の取組み
- ✓ 再資源化の実施状況の開示（HPなど）

特定産業廃棄物処分業者は（政令案）

毎年度、環境大臣に以下を報告しなければならない。
産業廃棄物の種類ごと、処分方法の区分ごとの
1) 処分実施数量 2) その内の再資源化実施数量
※1,2 いずれも、埋立処分と海洋投入処分量はカウントに含めない

- ✓ 産業廃棄物の処分数量
10,000トン/年以上
- ✓ 廃プラスチック類の処分数量
1,500トン/年以上



株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7 F
TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>

再資源化事業等の「高度化」のための判断基準とは？

国は廃棄物事業者に対して、“高度化”に向けた取組みとして具体的にはどんなことを期待しているのでしょうか。今年9月27日に開催された、再資源化事業等高度化法案を策定するための専門家による小委員会で、廃棄物処分業者が取組む際に指針とすべき「判断基準」の案（省令案）が示されました。

判断基準の案（省令案）を読むと、製造業のニーズを満たす高品質な再生材を供給できるようになるための技術開発や、高効率かつ省エネ型設備への投資など、廃棄物処分業者は、決してたやすく取組みを期待されていることが判ります。

判断基準案（省令案）

1. 需要に応じた再生材の規格・量の把握	2. 生産性を向上させる技術設備の導入	3. 省エネ型の設備への改良・運転の効率化	4. 目標設定/目標達成に向けた計画的な取組	5. 人材育成・研修・労働環境の改善	6. 再資源化の実施状況の公表
----------------------	---------------------	-----------------------	------------------------	--------------------	-----------------

資源循環高度化法で創設される3つの認定制度

新法案によると、企業の取組みを後押しするための認定制度が創設されます。認定を得ると廃棄物処理法に基づく廃棄物処分業等の許可や施設設置許可が免除されるという制度で、国は、申請件数の目標を3年間で100件としているようです。認定の類型（イメージ）の一つは、製品の製造・販売事業者向けの認定で、二つ目は、廃棄物処分業者が申請することを想定したものです。三つ目は、すでに廃棄物処理施設を有している事業者が設備を高効率化する場合を想定した認定です。

高度再資源化事業計画の認定	高度分離・回収事業計画の認定	再資源化工程高度化計画の認定																		
<table border="1"> <tr> <td>対象</td> <td>製造・販売事業者と廃棄物業者</td> </tr> <tr> <td>認定内容</td> <td> 動静脈連携による、自社製品の広域的な分別収集と、質の高い再資源化により、質・量における再生材を確保する計画 ▶一廃、産廃の収運・処分、施設設置の許可免除 </td> </tr> <tr> <td>例</td> <td>ペットボトルの水平リサイクル</td> </tr> </table>	対象	製造・販売事業者と廃棄物業者	認定内容	動静脈連携による、自社製品の広域的な分別収集と、質の高い再資源化により、質・量における再生材を確保する計画 ▶一廃、産廃の収運・処分、施設設置の許可免除	例	ペットボトルの水平リサイクル	<table border="1"> <tr> <td>対象</td> <td>廃棄物処分業者、自ら処理する排出事業者</td> </tr> <tr> <td>認定内容</td> <td> 廃棄物の高度な分離・回収技術の設備の導入計画 ▶一廃、産廃の処分、施設設置の許可免除。 ※収運許可は必要 </td> </tr> <tr> <td>例</td> <td>ガラスと金属の分離や紙おむつのリサイクル</td> </tr> </table>	対象	廃棄物処分業者、自ら処理する排出事業者	認定内容	廃棄物の高度な分離・回収技術の設備の導入計画 ▶一廃、産廃の処分、施設設置の許可免除。 ※収運許可は必要	例	ガラスと金属の分離や紙おむつのリサイクル	<table border="1"> <tr> <td>対象</td> <td>リサイクル施設の設置者</td> </tr> <tr> <td>認定内容</td> <td> 再資源化工程でGHG排出の少ない先進的かつ高性能な設備の導入計画 ▶施設設置の許可免除 </td> </tr> <tr> <td>例</td> <td>AIを活用した高効率設備</td> </tr> </table>	対象	リサイクル施設の設置者	認定内容	再資源化工程でGHG排出の少ない先進的かつ高性能な設備の導入計画 ▶施設設置の許可免除	例	AIを活用した高効率設備
対象	製造・販売事業者と廃棄物業者																			
認定内容	動静脈連携による、自社製品の広域的な分別収集と、質の高い再資源化により、質・量における再生材を確保する計画 ▶一廃、産廃の収運・処分、施設設置の許可免除																			
例	ペットボトルの水平リサイクル																			
対象	廃棄物処分業者、自ら処理する排出事業者																			
認定内容	廃棄物の高度な分離・回収技術の設備の導入計画 ▶一廃、産廃の処分、施設設置の許可免除。 ※収運許可は必要																			
例	ガラスと金属の分離や紙おむつのリサイクル																			
対象	リサイクル施設の設置者																			
認定内容	再資源化工程でGHG排出の少ない先進的かつ高性能な設備の導入計画 ▶施設設置の許可免除																			
例	AIを活用した高効率設備																			

編集後記

新しく創設される認定制度によって、製造事業者や排出事業者が再資源化事業に参入することが想像されます。既存の廃棄物処分事業者の中には、従業員の高齢化、若手人材が定着しない、後継者問題など様々な経営課題を抱える企業は少なくないと思いますが、国の示す高度化のための判断基準は、なかなかハードルの高い内容です。日本の廃棄物処理・リサイクル産業は今後どうなっていくのか、数年後に国の目指す高度化がどこまで進むのか、業界内外の多くの人が関心を寄せていることと思います。



コラムの更新やサービスに関するお役立ち情報をお知らせするメールマガジン（月1回程度）を発信しています。配信希望の方は以下の「お問い合わせ」をクリック！
項目から「メールマガジン配信希望」を選んでください。<https://www.re-tem.com/contact/>



株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7F
TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>